

広島県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十九年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
医療法人社団 恒仁 会 唐崎耳鼻咽喉科	医療法人社団 恒仁 会 平岡耳鼻科	安芸郡府中町宮の町二―五 ―三一	平成二八年九月一日